

防火対象物の関係者の皆様へ



## ◇消防用設備等の点検・報告について

消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等は、火災が発生したときに確実に作動しなければならないものです。そのためには日頃から点検しておくことが重要となり、消防法では消防用設備等の定期的な点検と消防署への報告を義務付けています。（消防法第17条の3の3）



## ◇自家発電設備は負荷運転の点検が必要です！

◆消防用設備等の非常電源として使用する自家発電設備についても、消防法第17条の3の3の規定に基づき、定期的な点検と消防署への報告が義務付けられています。

自家発電設備の点検項目の一つである「負荷運転」は、1年に1回総合点検において実施することが必要です。

◆「負荷運転」とは、自家発電設備を稼働させ、異音、異臭、漏油等がなく運転が正常であるか、給気及び排気の状態が適正であるかなどを確認するものです。

◆自家発電設備の負荷運転が実施されているか確認し、実施されていない場合は点検の実施と管轄の消防署への報告をお願いします。



お問い合わせは最寄りの消防署まで

飯塚消防署 TEL 0948-22-7602

山田消防署 TEL 0948-52-1285

桂川消防署 TEL 0948-65-0321